

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議委員への意見照会（電子メール）の概要

1. 意見の回答日

令和3年1月7日（木）

2. 委員（敬称略 五十音順）

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授

坂木 晴世 国立病院機構西埼玉中央病院専門看護師

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 医師

3. 照会事項

埼玉県における1月8日以降の緊急事態措置等について

I 緊急事態措置等の対象区域

埼玉県全域

II 緊急事態措置等の実施期間

令和3年1月8日から令和3年2月7日まで

III 緊急事態措置等の内容

1 外出自粛の要請【法第45条第1項適用】

不要不急の外出、特に午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛 等

2 施設の使用停止等の要請【法第24条第9項適用】

飲食店の営業時間の短縮要請 等

3 催物（イベント等）の開催制限の要請【法第24条第9項適用】

（令和3年1月12日から）

収容人数10,000人を超える施設でのイベント参加人数は、

5,000人を上限とする 等

4 その他の事業者への要請【法第24条第9項適用】

テレワークの徹底（目標値：オフィス系企業の従業員の70%） 等
5 県立学校における感染防止対策等の要請【法第24条第7項適用】
など

4. 主な意見

- 賛同する。午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛について、本来はできればその前の時間でも不要不急の外出は行わないで欲しい旨を伝えるべき。（岡部委員）
- 賛同する。今回の緊急事態宣言がラストチャンスである。飲食店だけではなく、広い分野についてしっかりと対策を打つ必要がある。（金井委員）
- 賛同する。行動レベルで何をするのはいいのか、何をしないで欲しいのかわかるように発信した方が良いのではないか。（坂木委員）

【県の対応】

- 県内の感染状況及び委員の意見を踏まえ、上記のとおり緊急事態措置等について決定した。（1月7日開催 第39回新型コロナウイルス対策本部会議において決定。）